

重度障害者等救急通報システム事業の対象者の拡大について

一人暮らしの障害者の安全・安心を確保するため、身体障害者手帳1・2級所持者及び難病等罹患者のみを対象としている重度障害者等救急通報システム事業について、一人暮らしの障害者手帳所持者全ての方に対象を拡大します。

1 事業の概要

区は、一人暮らしの重度障害者等が、自宅で急病などの緊急事態に陥った場合や一定時間トイレの利用がない場合に、警備員が出動して安否確認や救助等を行う、重度身体障害者等救急通報システム事業を実施しています。

自己負担はありません。利用者は20名程度です。

2 経緯・背景

本事業は、身体障害者手帳1・2級所持者及び難病等罹患者が対象ですが、てんかん発作など緊急時に不安がある知的障害者や精神障害者から、当事業の利用要望が寄せられています。

区は、一人暮らしの身体・知的・精神障害の手帳所持者を対象に、食事配達時に安否確認を行う障害者配食サービス事業を実施していますが、緊急時に救助を求めることができない利用者が食事配達時に意識不明で発見される事例が発生しています。

緊急時に一人での対応が困難な障害者は、障害の種別や手帳の等級にかかわらず存在しており、障害者の重度化・高齢化、また障害者の親なき後を見据えると、今後より一層の増加が見込まれます。

3 対象拡大の内容

障害の種別や手帳の等級を問わず、一人暮らしの障害者手帳所持者全ての方に対象を拡大し、障害者に対して速やかに安否確認や救助等を行う体制を整備します。また、対象拡大に当たり、事業の名称を「重度障害者等救急通報システム」から「障害者救急通報システム」に変更します。

(1) 対象

一人暮らしの身体・知的・精神障害の手帳所持者
(障害者のみ世帯を含みます。)

(2) 事業規模

3,464千円 (拡大見込み 56名)

4 スケジュール (予定)

令和6年7月 令和6年第2回港区議会定例会 (補正予算案の提出)

8月 事業実施、対象者への周知 (広報みなと等)